

第4回 益城町子ども・子育て会議

日時:平成 26 年 9 月 4 日(木)13 時 30 分～16 時 30 分

場所:益城町役場 3 階 中会議室

出席委員 (50 音順) : 14 名

飯星るみ委員、岡本聡委員、木村由美子委員、重浦悦子委員、高林秀明委員、
田中晴美委員、谷川淳子委員、深草安世委員、福島基紀委員、福山佐代子委員、
益満善寿委員、森田恭子委員、吉川孝敏委員、渡辺まゆみ委員

次第

1. 開式

2. 議事

(1) 益城町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について

- ・教育・保育事業、子ども子育て支援事業に係る需要量見込み案確定
- ・教育・保育事業、子ども子育て支援事業に係る提供体制に確保方策の検討
- ・グループインタビューの結果、概要

(2) 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(案)について

(3) 益城町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

(4) 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)につい
て

3. 閉会

1. 開式

■事務局

益城町子ども子育て会議を始めます。現在、子ども課では来年度から始まる新制度に向けての準備をしています。また国から仮の利用者負担額が示されているので、それに基づいて、幼稚園・保育園の保育料を検討しているところです。

本日の議題は 1 番目が事業計画の骨子案です。事業量につきましては事業量見込みの案として示しているため、それに基づく確保方策の検討になります。議題の 2 番目から 4 番目は子ども子育て関連三法に関する町の条例について審議してもらいます。

議題に入る前に資料の確認をします。

- ・会議次第
- ・量の見込みと確保策(案)
- ・見込み量と確保方策(案)
- ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るグループインタビュー結果概要
- ・益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(2 枚もの)

- ・益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を定める条例
- ・益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(2 枚もの)
- ・益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(整理表)
- ・益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・益城町子ども・子育て支援計画についての意見—これまでの会議と資料から(2 枚もの)

小学校校長会代表の川地委員から欠席との連絡がありました。それでは議事に入ります。高林会長お願いします。

2. 議事

(1) 益城町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について

○高林秀明会長

第 4 回目ということで、審議の内容も大事なところに入ってきています。計画の骨子案についての検討、また条例についての検討をお願いします。資料については先に渡すことができませんでしたので、条例については後ほど事務局より説明をお願いします。それでは議事を進めていきます。(1)について事務局からお願いします。

■事務局

配布資料の【量の見込みと確保策(案)】について説明。

○高林秀明会長

この間にグループインタビューも実施されているのですが、この内容もニーズや量の見込み、確保方策を考えるうえで、参考になると思います。これについても説明をお願いします。

■事務局

配布資料の【子ども・子育て支援事業計画策定に係るグループインタビュー結果概要】について説明。

○高林秀明会長

益城町の子育ての良いところ、悪いところについて、保護者からの意見は参考になると思います。また学童も指導員からみて課題も指摘されています。このあたりが改善される方向で進めていくのが大事だと思います。

さて、私からも資料を出していますので、これまでの内容を含めて提起したいと思います。

(高林会長作成資料の【益城町子ども・子育て支援計画についての意見—これまでの会議と資料から】について高林会長より説明。)

■事務局

この数字をどう出したのかは、前回のニーズ調査の結果によると平成 27 年度の小学校低学年の人数が 451 人になります。これと今年 26 年 4 月時点の低学年の人数 283 人という実績で、割合をみると 62.7 パーセントという数字が出ましたので、これに近い実績を元に、補正率 70 パーセントで出しています。高学年は参考にしておらず、合計に 70 をかけて数字を出しています。

○高林秀明会長

これは児童クラブについてですか。それで小学校低学年だけを取り上げたということですか。

■事務局

はい。

○高林秀明会長

高学年は考えなくてもいいのですか。それなりのニーズが出ています。

■事務局

高学年を入れて計算すると、見込みが下がってくると思ったので、低学年だけを参考にしています。

○高林会長

見込みが下がるとはどういう意味ですか。

■事務局

高学年は利用が少ないのです。10人程度です。実際、ニーズ調査では180人という数字が出ています。

○高林秀明会長

おそらく高学年も、親が働いている等で、本当はどこかみてもらう所がほしい。しかし、いろいろな状況で、塾や部活で対応していると思いますが、できればそういう場所があればいいと思っています。潜在的需要はあるということです。私が20人ずつ増えていると言ったのは、過去の利用実績に基づいているので高学年分が入っていませんが、それでも20人ずつ増えているのです。ですから70パーセントかけたという根拠は、先ほどの説明でいくと27年度の62.7パーセントから導いたということですが、もう既にこれだけの潜在的ニーズがあるのに、5年後には十分クリアできると示すのか、それとも潜在的ニーズがあるならば少し高い目標を設定して目指していくのかということです。ニーズがなければ対応できてよいのですが、町として学童クラブを充実させていこう、ニーズに応えていこうというスタンスを、どのように出すかということがあると思います。目標を掲げたら絶対に実現しなければいけないものでもないと思います。諸事情もあり、結果的にニーズが高まらなかったということも考えられます。どんな努力しても5年間では達成できない場合もありうると思います。ただ、目標に掲げた以上、それに向かって努力するということは必要です。

一時預かり事業についてです。幼稚園の在園児と在園していない幼稚園の預かり保育部分、あるいは保育園も在園児対象型以外で、ここに一時預かりのニーズが高く出ています。ここは前回の配布資料でいきますと、幼稚園の2号認定になりますが、3歳から5歳の幼稚園希望で保育の必要性ありという方が、推計でいくと、人数と日数をかけて3万人日と出ています。これは仮に150人の利用とみると、各人平均で年間200日、預かり保育を利用することになります。実際に今、説明してもらった資料の9頁の1-1、幼稚園の預かり保育で、2号認定で3,700とか3,600の水準ですがこれも人日です。実際には現状で3,800ぐらいということです。前回の会議で、幼稚園利用の母親の中で働いている母親が4分の1くらいいると聞いているのですが、実際に預かり保育を利用している方は3,800ぐらいなのでしょうか。実人数はどれくらいでしょうか。

○深草安世委員

登録されているのは20パーセントくらいです。

○高林秀明会長

4人に1くらいは登録されているのですね。今は400人くらいの幼稚園利用ですから100人く

らいは平均的にみれば登録されている計算になります。こういう 3 万人日を超える水準は実績とくらべて極端に高いと思います。そんなに重視する必要がないのか、それともこれは潜在的なニーズが高いととらえて重くみるのかです。1号認定でも3人に1人くらいの方は年間20日くらいの利用意向があるのです。つまり3歳から5歳の幼稚園児で預かり保育は必要だという状況で、月に1日から2日くらいは幼稚園で夕方までみてほしいというニーズがあります。今の見込みでいくと3,000人日レベルに下がっているのも、そこまで圧縮していいのかなと思います。もっとニーズがあるとみなければいけないと思います。

それとグループインタビューでも出てきましたが、益城町には一時保育がないので、熊本市内の保育園を利用したとあります。熊本市内だと月に13日は利用できるとあります。0歳から2歳の子どもの母親で、毎日働いていないから保育園には入れないが、幼稚園にも行けない。しかし、子どもを預けたいと思うとき一時保育を利用したいというニーズがあるはずで、今ファミリー・サポート・センターで行っているのは母親と子どもが一緒に来てということですので一時保育とは違います。

○木村由美子委員

それは広場です。ファミリー・サポート・センターは子どもだけでも預かります。

○高林秀明会長

何人くらいの利用があるのですか。

○木村由美子委員

それは希望により、サポーターさんが見つければ大丈夫です。

○高林秀明会長

それは施設ではなく家庭に行くのですよね。要するに保育園に併設された一時保育が益城町にはないという意味だと思います。熊本市は行っています。保護者もそれを望んでいます。確かにそのニーズは高いと思います。それについては推計でも17,000人日が必要としているということで、本日説明したもらった見込みと確保策の9頁では、量の見込みでは420人になっています。これについても実は利用したいと思っている人が多い。おそらくこのあたりで一時保育を充実させると、0歳から2歳児の待機児童の減少にも寄与できると思います。入れるか入れないかではなく、一時保育もできるという選択肢も出てきます。いずれにしろ一時保育も保育園に受け皿を要請することになってくるので、一般の保育園の利用者の枠が十分ない中で、この一時保育を確保することは難しいことではありますが、子育て支援というとファミリーサポートで家庭を訪問する部分と、一時保育で施設型、保育園で預かるということが子育て支援策の重要な柱になると思います。これは益城町のニーズが高いということで、何か手をうたないといけないと考えました。

あとは病児・病後児なのですが、これも高い数字が出ています。これについてはどの親も苦勞

するところです。しかし実際に私が利用するかといえば利用しにくいのです。やはり基本は、仕事を休めるという職場環境をどうつくるかという働きかけをしていかないといけません。それがないから病児・病後児にニーズが高まってきます。このあたりも何か方策を考えないといけません。それでも利用できない雰囲気の仕事所はたくさんあります。子の看護休暇もない場合もあります。そのようなことを訴えていかないといけないと思います。推計では 3,500 という数字が出ていますが、31 年度で 651 となっています。案では 3,500 に対して 651 の見込みにしているのですが、20 パーセントくらいのところで量の見込みにとどめています。今回の子ども子育て会議では、熊本市では経営者団体の代表も入っています。このような部分の取り組みを事業所をお願いするということもあると思います。益城町の事業所で働いている親は一部だと思います。益城町も県や市に働きかけていくことが必要です。

あとグループインタビューの中で出ていたのは、公園が少ないということでした。3 つのグループ全てに出ていました。これも子ども・子育て支援にとって、子ども課だけでできることではありませんが、目標としてあげてもいいのではないかと思います。

私が配布した 1 枚目の資料で、児童人口の推計と保育ニーズの見方の部分で、今回の委託業者に人口推計をしてもらったのですが、自然増より社会増の転入超過の傾向が出ています。若い世代の移住・定住促進を益城町は行って、しかも医療費も中学校までは無料です。こういう政策は魅力があります。熊本の郡部から熊本の都市圏に住むときには、益城を選ぶとか、家を建てるなら益城にとか、これからまだ進むのではないかと思います。そうすると推計以上に子どもが増える可能性があるのではないかと思います。それと、そのような世代の生活スタイルはやはり共働きになってくると思います。100 人定員の保育所を今年度に 1 か所増やし来年度も 1 か所増やします。それでも待機児童が減らない。0 歳児から 1 歳児は 100 人単位で、いつ入れるのかということです。こういう状況ですから幼稚園・保育園のニーズというのは、それなりの推計結果の数字というのは根拠があるのではないかと、ニーズが高いとみています。現状では幼稚園 400、保育園 900、合計 1,300 人の枠です。かなり超過で受け入れていると思いますが、そこを 5 年後には幼稚園 500、保育園 1,100、合計 1,600 という数字ですが、これは推計結果で出しています。これは確かにあと 300 増やさなければいけません、来年度は 100 人増の予定があるので、あと新規で保育園を 100 増やす必要があるということです。ただ、年齢的なバランスでいくと 0、1 歳児が多いので、保育園を増やしただけではニーズに対応できるわけではないということになります。いずれにしろ、やはり保育園を増やさないといけない状況というのがこの 5 年の中ではあるだろうと思います。ただ、その施策を選択するかということで、保育園もあれば認定こども園、家庭的保育、小規模保育もあります。選択肢では今回の制度では複数あります。問題は量を確保するだけでなく、質の問題もあります。その点を維持できるかということ子ども視点で行っていかないと、数合わせだけではないと思います。今回の計画づくりにかかわる政策の趣旨は、いかに安心して子育てできる環境を整えていくかということです。親は奮闘しているが、子育ての支えがないので、子育てが難しいのが現状だと思います。そのあたりを私たちがぐみ取っていくことが大事です。「子育ての社会化」という方向の政策にしなければ、少子化は止まりません。親の子育

でも安心できません。このような大きな課題を背負ってこの計画があるのですから、基本的にはこの方向で進めていくことが、親が子育ての責任を果たすということにもつながっていくと思います。これまでの議論と資料から考えたことですが、みなさんから意見をもらいたいと思います。

○重浦悦子委員

放課後児童健全育成事業についてです。確保の方策として、広安西の施設を整備して対応するとありますが、今でも駐車場が足りていません。部活でも駐車場に停めて、お迎えも駐車場に停めて、職員も駐車場に停めてという状態で、駐車場が足りません。何かイベントのときも駐車場がなく、グランメッセを借りることがあたり前になっています。裏には増設して教室が増えていきます。ここをどのようにして施設を整備するのかと思います。

○高林秀明会長

もう何年もこのような状態になっているのですか。

○福山佐代子委員

来年度も入学者が増えると思うので、すぐ対策をお願いしたいところです。

○高林秀明会長

ということは、需要の多い広安西の施設を整備して対応しますということは、2か所の中のどこかを増やすということですか。

■事務局

それは厳しいです。別につくります。一番いいのは学校の空き教室を借りることで、それがダメなら駐車場がもうありませんので、学校に近い敷地外を考えています。学校内につくるということは施設的に無理です。

○福山佐代子委員

今日は具体的な対策の話聞いて帰りたいと思います。西の場合は来年度にどのような施設確保をするのかです。来年度の申し込みをそろそろ始めるので、早急に進めていかないとダメです。待機を増やすのか、施設を拡充するのかによって、保育者も増やしていかなければならないという問題も出てきます。

■事務局

来年度に180人の入学生がいます。3か所になるのは間違いないと思います。あくまでも予想ですが、県から施設整備の話が7月にきました。これには具体的な計画が必要であり、間に合いませんでした。ですから27年度整備して28年度からということで考えています。27年度はどうす

るのかということは、ミーティングルームを無理にお願いするか、西小は増築しているので、どこかを借りて1年間は対応しなければいけないと考えています。

○福山佐代子委員

ということは待機を出さないようにするということですか。

■事務局

待機は出さないようにしたいのです。ただ、申し込み人数が百何十人くる可能性もありますので、そうなれば考え直さないといけないと思います。とにかく3か所にするということは考えています。学校の周りに土地がないのです。だから厳しいのです。調整区域が東側にあります。西側は高く買えません。そういう状況です。

○高林秀明会長

広安小なども、さくらんぼとあすなろも増えてきています。広安西に限らず、広安、広安西あたりが増えるだろうということですから、これから増える傾向はあるわけです。今の整備目標でいいのか、400人くらいの目標を掲げておいて今のうちから手を打っておくという構えがとれないのかなと思います。

○福山佐代子委員

それに付随することですが、中央小は町による誘致で子どもの数が増えてくると予想されます。今は一つ施設があり、空き教室を利用していますが、子どもが増えると空き教室もなくなってきます。そうなると学校も嫌がるみたいです。そこも行政側から指導してもらって空き教室を確保してもらいたいと思います。

■事務局

中央小は全学年3クラス対応で作っています。18教室あります。全学年が3クラスになることは考えにくいです。いくつかは空くのかなと思っています。

○福山佐代子委員

ただ、保護者から訴えても却下される部分があるのです。

■事務局

それは町から保護者会に委託しますので、町の事業になります。うちから教育委員会を通じてお願いします。

○高林秀明会長

確かに増えていったときの教室の確保、また指導員の確保が重要になってきます。また予算の確保も伴ってきますので、目標設定は大事なことです。前回、指導員の確保も大変だと聞いています。

他に児童クラブを含めて、量の見込み、確保策について何かありませんか。一時保育についてはどうでしょうか。ニーズは高いと思います。実際には利用の仕方はさまざまですが、もう少し利用したいというニーズが表れていると思います。

○木村由美子委員

1時間しか預けない場合は500円で済むのですが、仕事で1日になるとパートの場合は残らないかなと思うので、気の毒になります。そのようなことが続くと家族でやりくりして、どうか解決されているようです。それはそれでよいと思いますが、一時保育が保育園で無理なら、託児所のようなくとも考えられないこともないと思います。

○高林秀明会長

まずは一時保育がまったくない状況から枠を設けてみるということです。ファミサポで対応できる場合と、できない場合もあります。幼稚園の預かり保育に関して何かありませんか。

○深草安世委員

自分の用事とか家族の介護については、うちの場合は対応していました。働いていることだけが条件ではなく、他の条件で今日だけはどうしてもということにも受け入れています。

○高林秀明委員

今回の施策では、1号認定の教育のみの人も一時預かり保育は受けることができるのですか。

○福島基紀

その部分で、1号認定と延長保育料で2号認定を上回る可能性があります。2号認定のほうが結局高くなり、1号認定と延長保育料を月額契約したら安くなるということについて、町としてどう対応していくのかということがあるので、簡単な話ではないと思います。

○高林秀明会長

もし、ちょっとでも利用したい人は初めから2号認定してほしいということですか。

○福島基紀委員

2号認定はそのような理由では受けられないのです。要件を満たさない人がサービスを受けたいと延長料金を月額で払い、それでいいということになったら皆がそっちに行きます。例えば幼稚

園の保育料が月額 3 千円とします。そこに延長保育料が月額 5、6 千円くらいであれば、4、5 歳児を普通に 2 号認定で預けると、大体 4、5 歳児は 2 万 5 千円です。普通に安くなります。ですから結構難しい問題なのです。

○高林秀明会長

その点の利用料は今後、町で決めていくということですか。

■事務局

国からの利用者負担額に示されていますが、所得に応じた保育料を設定しなさいということですが。益城町では今はそうなっていません。4、5、6、7 の段階は全部切り捨てています。3 万円か 3 万 5 千円までです。だから段階的になっていません。高所得者にやさしく低所得者に厳しい保育料になっています。そこを見直さないといけません。それと幼稚園の保育料では益城町は 3 千円と大変安くなっています。県下で一番安いと思います。これをどう上げるのが難しいのです。

○福島基紀委員

幼稚園の普通の保育が 3 千円です。

○高林秀明会長

この町だから子育てできるみたいなことがあるわけですね。

■事務局

今回は上げざるを得ません。

○高林秀明会長

保育料が高い自治体はたくさんあるので、そうではなく子育てにやさしいモデルとして益城町は頑張っていたきたいと思います。そうすると、この一時預かりを在園児対象型以外で増やすと施設整備等の問題も出てくるのですが、在園児対象型についてはこの見込みを増やしても、幼稚園側では難しいですか。

○深草安世委員

一時預かりを増やすということですか。

○高林秀明会長

ニーズがあるのでもっと受け入れるという目標をあげた場合です。

○深草安世委員

今のところニーズは受け入れています。それに今以上預けてくださいというのは、おかしな話かなとも思います。今は非常勤で延長保育は対応しています。そのプラスを増やすことはできると思います。

○高林秀明会長

要するに親の子育て観や生活スタイルが、今から 5 年先には変わっていくと思うので、今は受け入れられているとしても、先を見据えながらということになるのだと思います。

○深草安世委員

子どもたちが帰ったあと、今は一部屋でみていますが、それが二部屋になる分には問題はありません。職員の配置をしてもらえばできます。

○高林秀明会長

一時預かりの在園児対象型以外の点についてはどうですか。育休中で 3、4 歳児の兄や姉を退園させなくてはいけないのはここも同じですか。

■事務局

益城町ではそれはありません。

○高林秀明会長

それでしたら初めての子で 0、1 歳児を預けるところがほしいということですか。

○福島基紀委員

産休で帰ってきたりしたときに、上の子を預かってもらえないかという場合、その枠がないことがあります。町として整備するのか、社会福祉法人として整備するのか、委託するのか等の問題はあります。

○高林秀明会長

そのあたり、委託業者に尋ねますが、推計数字とギャップがあるものについての扱いというのはどうなりますか。

■事務局

計画というところで、初めて見込み量と確保策を検討して今回計画ができました。それで、例えば 5 年計画とした場合、中間見直しが重要になってくると思います。逆に根拠のある数字を示すということになると、アンケート集計からひとつ、もうひとつは実績からというのがひとつです。そ

の間でいろいろ補正をかけたものが根拠かと聞かれると、厳しくなってきます。

人口推計につきましても、コーホート変化率で推計しています。これで特に注意すべき点は、大規模開発が益城でどのくらい進んでいるのか、それで宅地が売りだされていて、どのくらいの間が益城に入ってくるのか、数学的には過去 5 年間の数値が変わらないという前提での人口推計になります。それを増えそうだとところで、どういう根拠の数字を持ってくるのかということに対しては説明が厳しくなってきます。

○高林秀明会長

数字は数字として、それを手がかりにして、あとはみなさんの生活している中での感覚とか地域の様子や生活スタイル、子育ての状況を引きつけていくということです。

■事務局

根拠としては、この委員会の中でこのような指摘があり、見直したということがひとつの大きな根拠になると思います。私たちも数字に対しての説得力はないのかなと思います。数学的な補正をかけることはいくらでもできますが、それはいかながなものかという気持ちはあります。

○高林秀明会長

私が冒頭で指摘した「子育ての社会化」ということですが、政府はある意味で抜本的に子育て支援策を転換したいのです。このニーズ調査の集計を行えば高く出るのはあたり前なのです。それに対応する自治体になりなさいというメッセージです。「日本の子育てを社会化していく」のだということです。親がわがままと言われますが、それを含めて支援していこうということを示していると思います。

もうひとつは保育を産業化したいという思惑もあります。たくさんのニーズが出たときに、民間に入ってきてもらうためにこのようなデータを使うと思います。ただ、私は保護者にとっても子どもにとっても産業化によっては良い保育はできないだろうから、そこは慎重でなければいけないと思います。高い数字が出ている意味を受け止めて、子育てしている人への支援をどうするかという目標を掲げていければと思います。

■事務局

潜在ニーズが大きいということはデータを見ればわかります。これが民間でニーズ調査を行った場合、これを掘り起こすサービスということになり、どんどん展開していきます。もう高齢福祉は半分がそのようになっています。子育てに潜在的ニーズがあるということは確かです。それに対して、実績ベースで確保策がありますが、中間見直しで潜在ニーズが表に出てきている場合は対応しなければならないというイメージです。

○岡本聡委員

一時預かり在園児対象型以外ですが、私の会社の人が熊本市は月に13日使えるので、保育園の一時預かりをしている所に預けて、あとは祖父母にみてもらったりしています。熊本市の一時預かり在園児対象型は待機児童を減らすためなので、益城町も行ったほうがいいと思います。しかし、それにより保育園がどのような負担が増えるのかも心配です。

○高林秀明会長

ある程度職員配置に余裕があるとか、いろいろな条件がないと受けるほうも大変です。

○福島基紀委員

今は職員の確保もなかなか難しいのです。

○谷川淳子委員

職員の確保は非常に難しく、現状も臨時職員で対応している所がほとんどです。一時預かりの大切さもわかりますが、現状では入所している子どもを受け入れるので精いっぱい、施設改善すら苦しい状況です。新しい事業に取り組まなければいけないと思いつつも、では職員はどうするのかということが現状です。どこも一緒だと思います。待機が増えて大変なのはわかりますが、現実には超オーバーワークです。一時預かりステーションみたいなものも必要なのかなと思います。既存の施設で事業できるのがよいのですが、現状では考えなくてはいけない問題もあり、対策上の問題もあります。益城は人口も増えていますので大変です。

○高林秀明会長

今年度に1園増えて、来年度に1園増えるという見通しです。

○福島基紀委員

今は職員の引き抜きもあります。

○高林秀明会長

保育園を増やしても保育士がいないと困ります。保育士の確保策はどこが行っているのですか。

■事務局

確保策としては保育所緊急確保整備事業があり、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を条例として出しますが、それしかないのかなというところです。一番の問題は100人規模の施設をつくっても、一番必要な0、1歳児の申し込みが多いとどうにもなりません。だから益城は0、1歳児の待機が多いのです。半数近くが0、1歳児です。ですから保育所をつくるよりも地域型事

業で小規模保育、6～19 人、これをつくるのが早いのかなと思います。ただこれは公募ですので、このような事業をやりますということでも、申し込み者がいないとできないのです。これが厳しいのです。

○福島基紀委員

保育士資格も要りません。1 人置いておけばいいのです。小規模の C 型は大丈夫です。

○高林秀明会長

地域型をとった場合に保育資格の有無の懸念もあるのです。やはり専門の人にみてほしいということです。いろいろ事故もあります。研修等もあると思いますが、安易な方向にいくのも住民からみて不安だなと思います。ただ、小規模で対応するのもひとつの選択肢だと思います。

■事務局

この 5 年間をみますと、0、1 歳児の 3 号認定は足りていません。公募制ですから、どこで小規模保育をしますと公表できません。年度は書かずに、このような対応になりますという書き方しかできません。今後、小規模保育になり 2 歳児が多くなると、3 歳児の受け入れが問題になってきます。

○高林秀明会長

今は広安や広安西の定員超過はどれくらいですか。

○福島基紀委員

今のところ定員超過はありません。まだ受け入れる枠はあるのですが、その枠は兄弟を受け入れる枠で埋まっています。ただ、保育士数に余裕はないです。今は、どこもそうですが確保が大変です。

○高林秀明会長

全体のバランスを考えないとただ増やせばいいという状況でもないようです。そのあたりも計画に入れこんだほうがいいのですか。どう人材確保していくのかということも含めて。町の子ども子育ての施策の中に、人材確保ということもふれないといけません。

○深草安世委員

町の中に保育士資格を持った方はいると思うのです。誰が持っているという情報は知り合いぐらいしかわかりません。そういう情報を出せないのでしょうか。登録制度みたいな感じで、公募して 10 日くらいでもいいので、派遣してくれるシステムがあると助かります。産休の先生の代わりに探すのに必死です。

○福山佐代子委員

保育士も高齢化しています。きつい仕事はしたくないと。学童も保育士もほとんどですが、幼稚園の資格で流れてこられます。入れ替わりが激しく大変です。

■事務局

資格をお持ちの方が地域にそんなに多くいますか。

○谷川淳子委員

うちのまわりでも4人います。そういう情報のキャッチができないのです。

○福山佐代子委員

保育士の勉強をしても行きたくないと言っています。現実を見るときつい忙しいのです。

○森田恭子委員

卒業したら町に登録するようにすればいいと思います。

○福島基紀委員

熊本市内に行きたがるのです。益城の中だけではなく、外に出たいようです。

○福山佐代子委員

市内の保育園は私立でも試験を受けないといけないそうです。

○福島基紀委員

園によって違うと思います。面接で決めるところもあると思います。

○福山佐代子委員

熊本市で試験を受けないと採用できないようです。私立でも。

○高林秀明会長

認可ではそれはないと思います。

○森田恭子委員

登録制度を役場で作ってもらいたいです。

○木村由美子委員

若い人は街に近いほうがいいのかもかもしれませんが、そうではない人は家に近いほうがいいのかと思います。

ます。

■事務局

何回か広報等で募集をかけました。ほとんど来ませんでした。

○深草安世委員

給料が安いのです。他の市町村と対抗できません。

○高林秀明会長

あるいは短大、専門学校保育科入学時に奨学金を出して、それで必ず益城町に就職させるという手段もあります。

○深草安世委員

ハローワークの時給を見られただけではじかれます。

○福山佐代子委員

魅力ある職業として位置づけられたらいいのですが、大変な仕事なので。

○高林秀明会長

確保策に付随して課題が出てきています。今のようなところは大事なところですよ。他に何かありませんか。

○渡辺まゆみ委員

ずっと数を見ているのですが、あまりにも大きくてどのくらいの危機感なのか検討が付きません。私の子どもも学童に行っているのですが、学童のことはわかりますが、私は一時預かりを使ったことはありませんし、益城に一時預かりがないことは今日知りました。どんな条件で、何時から何までで、1日どのくらい利用されるのかを、もう少し詳しく調べて対応してほしいと思います。

○高林秀明会長

一時預かりは熊本市内では1日2千円ちょっとです。そうすると時給700円では厳しいです。4時間労働の方は給料の7割くらいがなくなります。しかし、それがないと何もできないこともあります。

○益満善寿委員

ここで2点あります。本日の統計資料をみていますと、数値的なことはここあたりなのかなと思いました。中間の見直しが大事ではないかと思っています。特に益城は住宅が増えています。ですから

人口推計については、中間で見直しの機会を設けるということが大事だと思います。

また、みなさんの話を聞いて、駐車場の問題等が切実な問題だと思いました。子育て支援の何らかの手段ということで、見込みの部分で環境整備を担う部分と、質的にすぐできることは行っていくことは必要です。ニーズとして生の声を見込み量にプラスすることは必要です。子育て環境の保障が益城町の特色でよいのではないかと思います。身近に環境が整っている子育て支援ということで、数や見込みが落としこめたらと思います。

○吉川孝敏委員

子ども子育て支援ということですが、支援についての中身にはいろいろな策があると思います。ニーズを含めた数字もあり、中間見直しということで先が見えるという第一段階で、この計画があると思います。あとは子育て支援は子ども全体の支援になりますから、親、指導員、教員の保障も必要です。そこは大切なところだと思います。

○高林秀明会長

保育料は安くて保育士の給料は高いのがベストです。

○飯星るみ委員

保護者としての意見もあるし教育者としての問題もあるので、非常に難しく、バランスよく行っていかなければいけないと思います。

○森田恭子委員

一時預かりのことが出たので、益城も幼稚園や保育園につくったらいいと安易に考えていました。保育士の確保や、保育所の施設のことを考えると大変だなと思いました。

○福島基紀委員

公園についてです。ずいぶん前から町長さんに訴えかけてきました。なかなか進みません。例えば貯水池を公園扱いにしている場所もあるのですが、平時はカギをかけて閉まっています。申し入れをしないと使うことができません。地区によっては、前町長のときに改善されているのですが、広安西小の校区だけでいうと西小の裏側に、益城台地計画、東地区計画があり、中くらいの公園ができそうなのですが、町として保育所や幼稚園に預ける時間以外で気楽に小学生が遊びにいける環境整備を地元で働きかけをしてほしいと思います。そこを頑張してほしいと思います。保育園の所長としても、一人の地域の父親としても思います。開発計画も何か所もあるのですが、例えば園の裏は人が1,800人増えるといっています。スーパーができるとか。1か所だけでもそれくらいなら、安永地区も宅地開発をしていますから、そういう場所も増えてくると思います。今の状況下で計画を変えるとか修正をかける等、前もってできるのが一番いいのですが、建物という箱はあっても人材というソフトが揃わなかったら、絵に描いた餅で終わります。これは子ども課にも

言っていますが、人材確保をどうするのか、若手は楽なところに行きたがります。この前、うちを辞めた職員は土曜日に休みがほしいとのことでした。保育園は土曜日も、お盆明け、年末年始も1週間くらいしか休めません。朝は8時から夕方はいろんなことで6時半とか7時になります。保育園によっては8時9時まで残るところもあります。だから、町としての根本的な保育士支援が必要だと思います。賃金面が上がれば、ここで働きたいということでソフト面でも需要を満たすことができると思います。私たちも学校に求人に行ったりしますが、短大によってはブラックリストをつくって定着率の悪い園には行かせたくないという話も聞いています。そうなると、次の年から受けてもらえなくなるし、実習にも来てくれなくなります。一度そうなると、ますます厳しくなります。そこらへんが運営者側としても難しいのです。いくら量を増やしますとか、ハードを増やしますとかだけでは難しいところがあり、放課後児童育成でも資格がある人でないといけないということが基本です。根本的に町には子育てにも力を入れてほしいと思います。

それと、これだけ資料のあるところで、みなさんが果たしてどのくらい把握されているのかということがあります。ポイントを絞って事前配布をお願いします。

○高林秀明会長

今後は事前配布していかなければいけないですね。会議の日程はどうなっていますか。

■事務局

1 か月後くらいを考えています。そのときは確定させないといけません。今出た意見を踏まえて数字の確定になります。

○高林秀明会長

では議題の1の事業計画骨子案については終わります。2、3、4と事業を定める条例案について、これは9月議会にかけるということなので、この場での審議をお願いします。

議事(2)からお願いします。

2. 議事

(2) 益城特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について

■事務局

(2) 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)について説明。

○高林秀明会長

来年度オープンする施設はどれに該当するのですか。

■事務局

認可保育所になります。

○高林秀明会長

給食の扱いはどうなるのですか。今の保育園の規定と変わるのですか。今の3歳児以上は委託ができるのではないのですか。0～2歳児は自園でやらないといけないのではなかったでしょうか。

○福島基紀委員

全部委託できます。

○高林秀明会長

外部搬入という意味ですか。内部の調理を委託するということですね。外部搬入も今後出てくるのではないのですか。そのような定めはないのですか。

○福島基紀委員

基本は自園で、搬入も可能だと思います。新しい公立では外部搬入可です。

○高林秀明会長

認定子ども園は外部搬入可になると聞いています。3歳以上ですかね。

■事務局

給食までは、これには定めていません。家庭的保育には定めてあります。

○高林秀明会長

国が示している基準が2種類あります。それをクリアしているかどうかです。

■事務局

国が示している基準で、絶対に変えてはいけない基準と、それを超えて追加・変更してもよい基準があります。右側に備考欄があります。これが益城の独自基準です。あとは国に合わせています。

○高林秀明会長

従うべき基準はクリアしながら、参酌すべき基準を独自に上乘せしているということです。例えば差別的取り扱い禁止の24条の保護者を利用とする差別も禁止ということはどういうことですか。

■事務局

第 24 条・特定教育保育施設においては、支給認定子ども及びその保護者の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならないとあります。国の基準には、「及びその保護者」が入っていませんでした。ですから、益城町としてはこれを入れたほうが良いと判断しました。

○高林秀明会長

みなさんから意見はありませんか。今の 2 か所ある家庭的保育の小規模のほうに移行するということですか。

■事務局

今までは家庭的保育に対する具体的な位置づけがありませんでした。今、家庭的保育が 3 つありますが、2 つの施設は 10 人なのです。家庭的保育事業は 5 人までという取り決めがあります。6 から 19 人が小規模保育事業ということで位置づけています。今の 2 か所は小規模保育事業になります。

○高林秀明会長

今の 10 人の所では給食はどうしていますか。

■事務局

自分のところで作っておられます。

○高林秀明会長

ということは今回、小規模に移行すると外部搬入も可能になるのですか。

■事務局

それは次の条令で謳っています。

○高林秀明会長

それでは今の、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についてはよろしいですか。
では(3)益城町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)についてお願いします。

2. 議事

(3) 益城家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

■事務局

(3) 益城町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について説明

○高林秀明会長

今、給食を自園で行っている所でも、この規定になると、委託や外部搬入になるかもしれないということですね。

■事務局

はい。

○高林秀明会長

その点、給食は大事なので、心配なところはあります。

■事務局

今の状況では変更はないと思います。保育士さんが交替でつくる感じですが、できれば費用の問題も発生します。

○高林秀明会長

職員についての規定では保育士資格のない人でも働けることになるのですね。

■事務局

補助者のことですか。

○高林秀明会長

35条の2項で、「うち半数以上は保育士とする」とあります。半数以上が保育士であれば、それ以外の人は資格がなくてもいいということになります。

■事務局

ただ保育従事者という規定がありますので、それは研修を受ける規定があります。誰でもいいという訳ではありません。ちなみに第46条では、事業所内保育事業という項目があります。ここに利用定員の設定が書いてあります。下の表を見ればわかりますとおり、その事業所が1人以上5人以下の定員であるなら、自社以外の地域の子どもを1人入れなさいという規定があります。益城病院の定員は16人以上、20人以下でした。ですから地域の子どもを5人は入れなさいということになります。再春館は60人とのことですので、15人は地域の子どもを入れなさいということになります。

○高林秀明会長

この制度にのれなければ、独自にやればよいということですね。

■事務局

事業所内の規定を受けるかどうかです。受ければ施設型給付を受けられるということです。ただし、再春館は人数がどんどん増えていますから、人数を上げていかないといけませんねという話をしています。益城病院は前向きに考えてもらっています。

○高林秀明会長

このような条例はあとで見直すこともできるのですか。

■事務局

見直しはできます。

○高林秀明会長

自治体が決められるわけですからね。高齢者のグループホーム等ではスプリンクラーの問題等、規制緩和したあとに事故が起こっていますから、そういうことがないようにしなければいけません。意見がなければ(4)をお願いします。

2. 議事

(4) 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について

■事務局

(4) 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について事務局説明

○高林秀明会長

こういう子どもの怪我とかはどうですかね。

○福山佐代子委員

特に夏休みは怖いです。

○高林秀明会長

熊本市も同様です。子どもが走り回らないように、わざと長机を置いて走れないようにしてあります。その方がまだ怪我がないのです。それでは「概ね」を入れないと対応できないということです

ね。あと、職員規定は今までと大きくは変わらないのでしょうか。保育士・社会福祉士、学校教育法による11条の部分です。

■事務局

今までは県のガイドラインということで、明確な規定がありませんでした。

○福山佐代子委員

ガイドラインはあったのですが、その場所ごとに保護者会が決めた基準で行っていました。

○高林秀明会長

この規定でも支援の単位ごとに2人以上。40人につき2人ということになりますが、そのうちの1人は補助者でもいいということですから、そういう点ではこれに該当しなくてもいいということになります。

○福山佐代子委員

ただ保護者会の運営なので保護者会で決めた基準があります。

■事務局

これは最低基準なので、これを超えて行ってくださいということです。

○高林秀明会長

40人以下がひとつの支援単位ということですが、これはそうなっていますか。

○福山佐代子委員

40人以下はないです。

○高林秀明会長

80人の場合は4人の指導員になるのですか。

○福山佐代子委員

もっと多いです。

○高林秀明会長

では、上乘せしているわけですね。特に部屋の関係もあって40人に分けられないのでしょうか。

○福山佐代子委員

そうです。

○高林秀明会長

そういう所で事故が起こったとき、何故そうなったのだという話にはならないのですか。現実には分けようにも分けられない部分があるということですね。全体として意見はありませんか。あくまで最低の基準ということで、これ以上に努力することが望まれます。より良い内容確保をしてもらいたいと思います。

○福島基紀委員

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例についてです。この中の第7条、ここに連携施設の確保とあるのですが、ここに契約ということが書いてあります。これは例えば自分で決めていた連携施設がいつばいだったときに、新たに別の施設を確保するときには契約が必要になるのでしょうか。契約するということは、そこに行きなさいということになり、何か所も必要なときは最初から契約しなければいけないような契約として縛っています。縛る必要があるのですか。つまり、家庭的保育事業が終わったあと、どこに行くかという問題で、保育所等がある程度決めておきなさいということなのですか。

■事務局

連携施設を決めておいてくださいということです。

○福島基紀委員

決めておかないといけないことはわかるのですが、これは契約しなさいと町の条例で定めているわけです。ここは条例で決めないといけない部分なのではないでしょうか。契約をしなさいと国からの指針があるのですか。

■事務局

明確にするためだと思います。

○福島基紀委員

明確にしないほうが、運用しやすいと思います。

○高林秀明会長

これは複数の保育園と連携してもいいのですか。

■事務局

今は、2か所が第一、1か所が第四と連携しています。

○高林秀明会長

1対1ではなく複数でもいいのですか。

■事務局

複数でもいいです。

○高林秀明会長

ただ、利用者からみると、契約されているということであれば安心感があります。後の心配をしなくてもいいのですから。

○福島基紀委員

そこで行けたらいいのですが、保育所自体も0～2歳からの持ち上がりがあります。その枠が埋まっていた場合、大丈夫なのかなという思いはあります。

○高林秀明会長

保育所の責任になっても難しいです。

○福島基紀委員

そのときになって、そこを契約し直さなければならないのかと思います。そのときでいいのなら、構いませんが。

○高林秀明会長

町も、そのときは責任もって対応するということですか

■事務局

そうです。

○高林秀明会長

行き場がないと困るわけですから、保育園の責任にもできません。町としても斡旋する等の役割が必要です。

○福島基紀委員

わざわざ町として入れてあるので、何かあるのかと思いました。

それから次の第8条第2項で避難訓練の頻度を月1回から定期的に行うと変更していますが、定期的という表現があまりにも幅がありすぎます。保育園や幼稚園では月に1回は行わなければならないという決まりがあります。

■事務局

国は月に1回になっています。各所、月に1回は厳しいのではないかと変わりました。

○福島基紀委員

では、最低限2か月に1回とかの表現にはなりませんか。定期的であれば1年に1回でもよいということになります。

○高林秀明会長

最近は災害が多いので、訓練は大事だと思います。

○福島基紀委員

川のそばの施設もあるので、大丈夫なのかと思います。

■事務局

事業所と話をするとときに定期的ということは、月に1回か2か月に1回ということを説明したいと思います。

○福島基紀委員

町で基準を決めてもいいと思います。

■事務局

これについてはしっかり話をします。

○高林秀明会長

次回、この条例を改正する機会がありましたら、よろしく願います。

○深草安世委員

小規模の場合は消防署の指導は入らないのですか。

■事務局

入りません。

○福島基紀委員

消防計画も出す必要はないのですか。

■事務局

詳細についてはこれが条例で大きな基本になるので、規則で考えたいと思います。

○高林秀明会長

規則が付くのですか。

■事務局

一応、考えています。

○福島基紀委員

第 22～25 条で、事案が起こったときに町長に報告するとありますが、事案に関しては大小あると思うのですが、細かい部分や、どの程度まで報告義務があるのかを教えてください。

■事務局

そこも規則で決めないといけないでしょう。そこまではまだ考えていません。

○福島基紀委員

町として基準として入れてあるので、町の中にそういう基準に対しての考えがあるのかと思い聞きました。いざ、何かあったときに町が大変になるのではないかと思いました。

■事務局

規則で対応したいと思います。

○高林秀明会長

規則を定めるということなので、今の意見を盛り込んでほしいと思います。それではこの 3 件の条例はよろしいですか。その他ありませんか。今年度の会議はあと何回くらいになりますか。

■事務局

次回は 10 月に初旬を考えています。あと、2 回から 3 回を予定しています。

○高林秀明会長

最終的には、冊子になるのですか。

■事務局

そうです。

3. 閉会

○高林秀明会長

その内容を最後に確認するということです。では会議を終わります。